

「PayPayモール」 ミニアプリをリニューアルし、新生「日用品」 ミニアプリの提供開始

PayPay株式会社

ヤフー株式会社

アスクル株式会社

～ 忙しい毎日に日用品をスピーディー、 お得に購入できるサービスが誕生 ～

PayPay株式会社（以下、PayPay）、ヤフー株式会社（以下、Yahoo! JAPAN）とアスクル株式会社（以下、アスクル）は2022年10月より、キャッシュレス決済サービス「PayPay」のアプリ内のミニアプリ（※1）「PayPayモール」をリニューアルし、新生「日用品」ミニアプリを提供しました（※2）。

「日用品」ミニアプリでは、日用品に特化し、シンプルかつ分かりやすい購入導線を提供することで、ユーザーに新しいお買い物体験を提供します。これにより、ユーザーは商品の検索から決済までを「PayPay」アプリトップにあるアイコンからシームレスで簡単に行え、注文した日用品を最短で翌日（※3）に受け取れるようになります。

「日用品」ミニアプリでは、「LOHACO」の商品を取り扱います（※4）。重くてかさばる飲料やお米、トイレットペーパーなど毎日の暮らしに必要な日用品をミニアプリで、スピーディーかつお得に購入できるようになることで、共働き世帯や高齢者の増加などによる、インターネット通販の需要を取り込んでいきます。

※1 「ミニアプリ」は、PayPay株式会社のパートナー企業が提供するサービスの予約や商品の注文、支払いなどがPayPayアプリからスムーズにできる機能です。

※2 PayPayアプリは、最新バージョンにアップデートしてご利用ください。

※3 地域によっては最短翌々日以降となる場合があります。

※4 医薬品など、一部取り扱っていない商品もございます。

■PayPay株式会社が提供するキャッシュレス決済サービス「PayPay」について

大型チェーン店はもちろん、中小規模の店舗や、自動販売機、タクシー、公共交通機関などへの支払いまで、日本全国に拡大し続けているキャッシュレス決済サービスです。オンラインサービスでの支払いや公共料金の請求書払いなど、さまざまな決済シーンでも利用できます。また、ユーザー間でPayPay残高（PayPayマネーおよびPayPayマネーライト）を手数料無料で「送る・受け取る」（送金または譲渡とその受け取り）機能や、PayPayポイントを提携するサービス事業者のポイントと交換することにより、当該事業者の提供する投資の疑似体験ができる「ポイント運用」サービスなど、決済以外にも便利な利用方法が広がっています。さらに、24時間365日相談可能な電話窓口を設置し、万が一被害にあった場合の補償制度を設けるなど、ユーザーに安心してご利用いただける環境づくりを行っています。

PayPay株式会社は、下記の登録を受けています。

- ・前払式支払手段（第三者型）発行者（登録番号：関東財務局長 第00710号／登録日：2018年10月5日）
- ・資金移動業者（登録番号：関東財務局長 第00068号／登録日：2019年9月25日）
- ・一般社団法人日本資金決済業協会（<https://www.s-kessai.jp/>／入会日：2018年9月12日）
- ・クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（登録番号：関東（ク）第106号／登録日：2019年7月1日）
- ・一般社団法人日本クレジット協会（<https://www.j-credit.or.jp/>／入会日：2019年7月1日）
- ・電気通信事業者（届出番号：A-02-17943／届出日：2019年7月2日）
- ・届出媒介等業務受託者（届出番号：C1907980／届出日：2019年12月18日）
- ・銀行代理業（許可番号：関東財務局長（銀代）第396号／登録日：2020年11月26日）
- ・金融商品仲介業（登録番号：関東財務局長（金仲）第942号／登録日：2021年6月25日）

※「PayPay」（PayPay残高）には、PayPayマネーとPayPayマネーライト、PayPayポイントおよびPayPayボーナスライトの4種類があります。PayPayマネーは、PayPay所定の本人確認手続きを経て開設したPayPayアカウントへ入金した金額の範囲内で、提携サービスや加盟店での決済に用いることができるほか、PayPayユーザー間で手数料無料にて送金や受け取りが可能です。また、PayPayマネーを払い出して指定した銀行口座に入金することもできます

（PayPay銀行を指定した場合、払出手数料は無料）。この法的性質は、商品等の代価の弁済のために使用することができ、また送金および払い出しすることができる電磁的記録であって、資金決済に関する法律第37条に定める登録を受けた資金移動業者であるPayPayが発行するものです。PayPayは、資金決済に関する法律第43条の規定に基づき、利用者に対して負う債務の全額と同額以上の資産を供託によって保全しています。PayPayマネーライトは、PayPayが発行する電子マネーであり、これを購入して提携サービスや加盟店での決済に用いることができるほか、PayPayユーザー間で手数料無料にて譲渡、譲り受けが可能です。この法的性質は、PayPayが発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律第3条第1項）をいいます。この法的性質は、PayPayが発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律第3条第1項）であり、PayPayは、資金決済に関する法律第14条の規定に基づき、前払式支払手段の保有者の保護を目的として、前払式支払手段の毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局に供託することにより資産を保全しています。また、「PayPay」を利用した際の特典やキャンペーン等で無償付与されるPayPayポイントおよびPayPayボーナスライトも、PayPayマネーやPayPayマネーライトと同様に、提携サービスや加盟店での決済に用いることができます。ただし、PayPayユーザー間での送金、譲渡や払い出しはできません。PayPayボーナスライトには有効期限が設定されており、期限を過ぎると失効します。

また、PayPayは、ユーザーが安心して利用できる環境づくりを行っています。利用中のPayPayアカウントで、第三者利用による心当たりのない請求が発生した場合や、PayPayアカウントをお持ちでないにもかかわらず、PayPayからの請求が発生していた場合に、所定の補償条件を満たすことを前提に、損害額（第三者から補償を受ける場合は、その補償される金額を差し引いた額）について、補償を受けることができます。詳しくは、補償申請についてをご覧ください。

※ このプレスリリースに記載されている会社名、屋号および製品・サービス名は、各社の登録商標または商標です。